平成２６年（フ）第１０８号
千葉県船橋市三山２丁目18番１号　サンハイム土橋205号
債務者　齊藤　里美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９号
千葉市中央区宮崎町47番地12　サマックスレッセランＯＨ２―201号
債務者　廣瀬　千春（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２６号
千葉市若葉区小倉町1757番地11　レオパレスフォレスト小倉113号
債務者　駒形万理子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４３号
千葉市花見川区幕張町２丁目904番地１　タウンヒルズＳａＫｕＲａ201号
債務者　黒沢ちづる
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
岐阜県多治見市笠原町88番地の５
債務者　園田　裕平
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１１号
京都市南区吉祥院中河原里西町40番地16
債務者　近澤　　保
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
京都市伏見区深草山村町1005番地１　バドワール墨染203、申立時の住所京都市伏見区深草小久保町239番地　桜荘８号室
債務者　布施谷晋二
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地５―502
債務者　中野耕一郎
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
京都市伏見区深草フチ町15番地８
債務者　青木昌都こと　金　　昌都
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
京都市中京区三条通高倉東入桝屋町70番地　ライオンズマンション京都三条403号
債務者　黒瀬洋一郎
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
京都市伏見区向島津田町109番地４　カースルワン202号
債務者　山田　里子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
堺市東区草尾15番地19
債務者　西川　好美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
大阪府河内長野市錦町25番82―205号
債務者　八柄　純久
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
堺市東区草尾112番地５　プレオール草尾４Ｇ号、前住所堺市北区百舌鳥本町２丁217番地
債務者　小西　陽子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
大阪府大阪狭山市東池尻３丁目988番地の１―203号
債務者　畑本　正幸
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂384番地の１
債務者　宮本　淳志
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
奈良県大和高田市曙町７番17号、前住所奈良県橿原市雲梯町237番地
債務者　森村　雅徳
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係